

平成 24 年度水質検査計画



勝 浦 町 建 設 課

目 次

1	基本方針	P 1
2	水道事業の概要	P 2
3	水道の原水及び浄水の水質状況	P 3
4	検査地点	P 4
5	検査項目と検査頻度	P 5
6	検査方法	P 6
7	臨時の水質検査	P 6
8	水質検査計画及び検査結果の公表	P 7
9	関係者との連携	P 7

1 基本方針

勝浦町では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するために次の方針により水質検査計画を定め、より安全で安定した水質管理に努めます。

- (1) 過去の水質検査結果、水源周辺の状況を総合的に検討します。
- (2) 水質検査基準項目については、水質基準に関する省令に基づき実施します。
- (3) 過去の状況及び水道の規模等を考慮して合理的な検査回数及び箇所数を設定します。
- (4) 臨時に行う水質検査の要件及び実施方法等も定めます。
- (5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2 水道事業の概要

勝浦町では 11 箇所の簡易水道を管理しています。各施設の概要は次のとおりです。

水道名	水源の名称	水源の種類	浄水処理方法
黄檗簡易水道	黄檗谷川	谷水（表流水）	急速ろ過 塩素滅菌
坂本簡易水道	坂本川	谷水（表流水）	緩速ろ過 塩素滅菌
与川内簡易水道	沼谷川	谷水（表流水）	急速ろ過 塩素滅菌
中山横瀬簡易水道	婆羅尾谷川 浅井戸	谷水（表流水） 地下水	急速ろ過 塩素滅菌
棚野久国簡易水道	大谷川 ボーリング水	谷水（表流水） その他（湧水）	塩素滅菌 緩速ろ過
生名簡易水道	浅井戸 ボーリング水	地下水 その他（湧水）	塩素滅菌のみ
中角簡易水道	浅井戸	地下水	塩素滅菌のみ
西岡簡易水道	浅井戸	地下水	塩素滅菌のみ
沼江・掛谷簡易水道 （掛谷）	掛谷川	湧水	塩素滅菌のみ
沼江・掛谷簡易水道 （沼江）	浅井戸 沼江谷川支流	地下水 谷水（表流水）	塩素滅菌のみ
星谷簡易水道	灰焼谷川	谷水（表流水）	緩速ろ過 塩素滅菌
川北簡易水道（黒岩）	浅井戸 西谷川支流	地下水 谷水（表流水）	急速ろ過 塩素滅菌
川北簡易水道（並松）	西谷川支流	谷水（表流水）	塩素滅菌のみ

3 水道の原水及び浄水の水質状況

簡易水道における水源は全部で 18 地点あり、谷川の表流水を水源としている施設がほとんどで大雨などによる水質が悪化することもある。

水道名	原水の状況	浄水の状況	水質管理上注目すべき項目
黄檗簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
坂本簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
与川内簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム フッ素
中山横瀬簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
棚野久国簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
生名簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム ヒ素及びその化合物
中角簡易水道	天候による水質変化は無し。	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度）
西岡簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム 蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度） マンガン及びその化合物

沼江・掛谷簡易水道（掛谷）	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム 蒸発残留物
沼江・掛谷簡易水道（沼江）	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム 蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度）
星谷簡易水道	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
川北簡易水道（黒岩）	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
川北簡易水道（並松）	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム 蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度） ヒ素及びその化合物

4 検査地点

（1）浄水検査

浄水は、各簡易水道毎に1地点選定し、下記の地点で行います。

水道名	1日1回検査地点	定期項目検査地点
黄檗簡易水道	田中様宅	田中様宅
坂本簡易水道	第1分団詰所	第1分団詰所
与川内簡易水道	第2分団詰所	第2分団詰所
中山横瀬簡易水道	第4分団詰所	第4分団詰所
棚野久国簡易水道	第5分団詰所	第5分団詰所
生名簡易水道	第7分団詰所	第7分団詰所
中角簡易水道	中角住宅浄化槽給水栓	中角住宅浄化槽給水栓
西岡簡易水道	西岡神社	西岡神社
沼江・掛谷簡易水道（掛谷）	大將軍神社	大將軍神社

沼江・掛谷簡易水道（沼江）	大將軍神社	大將軍神社
星谷簡易水道	星谷運動公園	星谷運動公園
川北簡易水道（黒岩）	黒岩墓地	黒岩墓地
川北簡易水道（並松）	勝浦会館	勝浦会館

（2）原水検査

原水は、各浄水場の取水地点又は浄水場入り口付近にて原水全項目（38 項目）について検査を実施します。

5 水質検査項目と検査頻度

（1）1日1回検査項目（給水栓での検査）

水道法に定められた色、濁り、残留塩素の検査を1日1回行います。

（2）定期検査項目（給水栓での検査）

ア 月1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の9項目及び残留塩素について月1回の検査を行います。生名簡易水道についてはヒ素及びその化合物について追加して検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ 年4回の検査項目（概ね3ヶ月に1回実施する項目）

水質基準項目のうち、次の15項目について概ね3ヶ月に1回検査を行います。また、過去のデータで基準値の2/10を超えている項目についても3ヶ月に1回検査を実施します。

（消毒剤、消毒副生物）

シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、非イオン界面活性剤の検査を行います。また、カドミウム及びその化合物について（平成22年厚生労働省令第18号）平成22年2月17日交付により水質基準が強化されたため3年間は3ヶ月毎に検査を実施します。

※ 基準項目のうち、上記以外の項目(26項目)は過去3年間の水質検査の結果、最大値で基準値の1/10以下であり、原水水質が大きく変動する恐れがないと判断できるため3年に1回の実施とする。

（3）原水水質検査（取水地点又は浄水池入り口）

基準項目のうち消毒剤、消毒副生成物10項目及び味を除く38項目について年1

回検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム対策として、原水においてクリプト指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査を年2回実施します。

6 検査方法

1日1回の検査については、委託して実施します。月1回検査及び年1回検査については、採水及び水質検査、成績書の発行までの業務を水道法20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、次のように検査精度と信頼性を重視します。

- (1) 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保障は極めて重要です。このため日本水道協会はISO9000に準じた水道版GLP（優良試験所基準）を定めております。したがってその考え方を取り入れた体制の検査機関とします。
- (2) 水道水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の水質検査において、迅速な対応のとれる検査機関とします。

7 臨時の水質検査

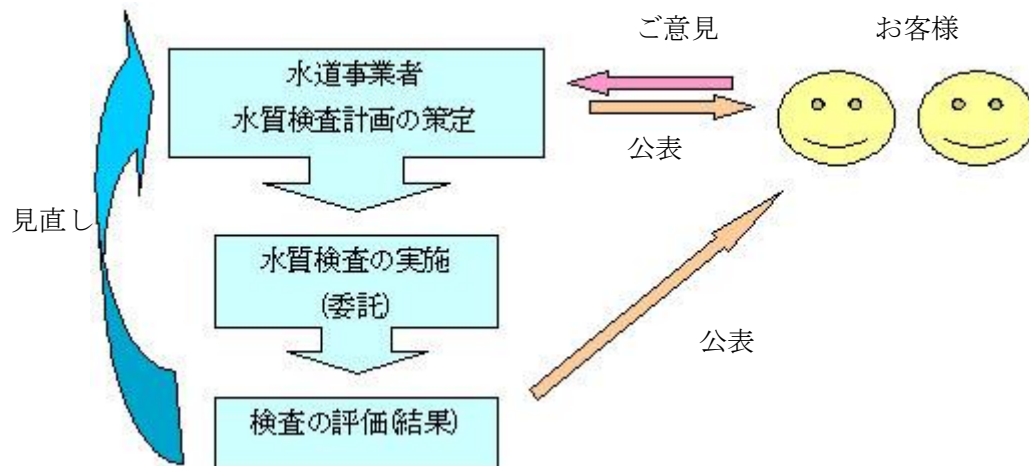
水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓の安全性が確認されるまで行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程、配水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

※ 原水クリプト指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査により、指標菌が検出された原水については、クリプトスポリジウム・ジルジア検査をその都度実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、ホームページ等で公表します。過去の検査結果を検討するとともにお客様のご意見等を取り入れながら次年度以降重点的に実施する検査項目又は省略可能な項目及び採水地点、検査頻度について見直しをします。水質検査結果については、評価とともに速やかにホームページで公表します。



図：水質管理計画の流れ

9 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、国、県、関係市町村、関係水道事業体、外部検査機関等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。